

診療記録の情報提供(開示)を希望される方へ(お知らせ)

令和5年9月1日

当院では、個人のプライバシー保護に努めながら診療記録の情報提供(以下「開示」という。)を行っております。

希望される方は、この「お知らせ」をご覧ください、下記必要書類をご持参のうえ、手続きいただきますようお願いいたします。

1. 申出方法・内容

- ・開示申出の際は、「4. 必要書類」をご持参のうえ、1階入退院受付にお申し付けください。
受付は当院外来診療日の9時～16時までとなっております。
- ・開示には「閲覧」又は「写しの交付」があり、当院で保管している診療記録が対象となります。
※閲覧の際に診療記録の撮影をすることはできません。

2. 申出ができる方

- (1) 患者様本人
- (2) 患者様本人以外の方
 - ①未成年の患者様の法定代理人(親権者)
 - ②診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
 - ③患者様本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
 - ④患者様が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者様の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- (3) 患者様が亡くなっている場合のご遺族
遺族の範囲は、患者様の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む)

3. 開示ができない場合

以下の場合、診療記録の全部又は一部しか開示できないことがあります。

その際は、原則としてその理由を文書にて回答いたします。

- (1) 診療情報の提供が第三者の権利利益又は信頼関係を行うおそれがあるとき
- (2) 診療情報の提供が患者様本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

4. 必要書類

(1) 申出者が患者様本人の場合

- ・身分証明書
- ・診療カード

(2) 申出者が患者様以外の場合

申 出 者	必要書類
患者様の法定代理人	・ 申出者の身分証明書 ・ 親権者であることが証明できる書類 ※患者様が15歳以上の場合は、患者様本人の同意書が必要となります。
診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人	・ 申出者の身分証明書 ・ 任意後見人であることが証明できる書類
患者様から代理権を与えられた親族及びそれに準ずる者	・ 申出者の身分証明書 ・ 患者様との続柄を証明できる書類(戸籍謄本等) ・ 患者様本人の同意書
患者様が成人で判断能力に疑義がある場合の、現実に患者様の世話をしている親族及びこれに準ずる者	・ 申出者の身分証明書 ・ 患者様との続柄を証明出来る書類(戸籍謄本等)
患者様が亡くなっている場合のご遺族	・ 申出者の身分証明書 ・ 患者様との続柄を証明できる戸籍謄又は除籍謄本(患者様及び申出者両者の氏名と生年月日が記載されているもの)
代理人契約に伴う弁護士	・ 日本弁護士連合会発行の身分証明書、所属会社の職員証等 ・ 患者様本人の身分証明書 ・ 患者様本人の同意書

※身分証明書は現住所の記載があるもので、顔写真付きであれば1点、顔写真が無いものは2点必要になります。

【 例 】

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険証、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許状、身体障害者手帳、外国人登録証明書その他国若しくは地方公共団体が発行した身分証明書又は資格証明書(写真付きに限る)、年金手帳、国民年金の年金証書、在学証明書等

5. 問合せ

越谷市立病院 事務部 医事課 医療情報担当

電話 048-965-2221 (内線3017、3018)